

## デイサービス明日葉 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人酒田福祉会が開設するデイサービス明日葉（以下「当施設」という。）において実施する通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごせるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 デイサービス明日葉
- (2) 開設年月日 平成29年5月1日
- (3) 所在地 山形県酒田市駅東二丁目3-6
- (4) 電話番号 0234-23-1125 FAX 番号 0234-28-9711
- (5) 管理者名 兼山 亜希
- (6) 介護保険指定番号 通所介護 (0670801968 号)

(従業員の職種、員数及び内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び従業者の統括管理、指導を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 通所介護員 看護職員 1名以上

介護職員 3名以上

看護職員は、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所介護計画に基づく看護を行う。

(4) 介護職員は、利用者の通所介護計画に基づく介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を維持回復する為の訓練指導、助言を行う。

(6) 事務員は、固定資産及び備品等の調達、受払い、管理、文書の収受、経理、労務などの事務、広報渉外、その他庶務に関することを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所介護の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

(1) 毎週月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員数は、30人とする。

(利用者負担の額)

第8条 本事業が提供する通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に定める割合の額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に定める料金表によるものとする。

① 食費 (食事キャンセルの締切時間(前日9時)を過ぎてから利用変更・中止の申し出があった際は食費が発生する場合があります。)

② おやつ代

③ オムツ代

④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 相談、援助

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

酒田市(旧松山町、旧平田町、旧八幡町を除く)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所介護の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・利用者は通所介護の提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ・飲酒、喫煙は、施設長が時間と場所等を定めた範囲内で認める。
- ・火気の取り扱いに注意し、自炊、採暖器具の使用、就寝後の喫煙等をしてはならない。
- ・設備、備品の利用は、大切に扱うように努めること。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、相談のうえ可能な限り認める。
- ・金銭、貴重品の管理は、原則として行わない。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、介護主任を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立

ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策について必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人酒田福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行う他、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待等が発生した場合は、速やかに県へ通報し、県が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

付 則

この運営規程は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日より一部変更する。

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より一部変更する。